



# 監査報告書

令和3年4月22日

公益社団法人秋田県防犯協会連合会  
会長 細谷敏夫 殿

公益社団法人秋田県防犯協会連合会

監事 名畑吉男   
監事 伊藤敦朗 

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度における公益社団法人秋田県防犯協会連合会の理事の職務執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項及び定款第22条に基づき本監査報告書を作成し、次のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

- (1) 私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行について報告を受け、関係書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 私たち監事は、会計帳簿並びに関係書類の調査を行い、当該年度にかかる計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の正確性を検討しました。

## 2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (2) 計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果  
会計処理は公益法人会計基準に準拠しており、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上